

南部地区乗合ライドシェア実証運行業務プロポーザル審査会要領

(設置)

第1条 南部地区乗合ライドシェア実証運行業務の契約相手方の決定にあたり、プロポーザル方式による当該業務の履行に最も適する者の特定を適正に行うため、南部地区乗合ライドシェア実証運行業務審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会が所掌する事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実施要領、審査方法、審査項目及び評価基準の確認に関する事項
- (2) 企画提案書等の審査に関する事項
- (3) 受託候補者の特定に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 審査会は、別表の総数4名を委員として、これを組織する。

- 2 委員の任期は、受託候補者を特定した日までとする。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置き、前条第1項に掲げる委員のうち、別表に記載の者を充てる。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の責務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

- 2 委員は、当該プロポーザルの参加者に対して援助を行ってはならない。
- 3 委員は、本件の審査に関し提案者と利害関係を有する場合は、その旨を第9条に定める事務局へ申告しなければならない。
- 4 委員は、提案者から故意の接触があった場合は、事務局に通報しなければならない。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(会議の非公開)

第7条 審査会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取)

第8条 審査会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を審査会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、行政管理部地域交通政策室で処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月4日から施行し、当該業務の契約の締結の日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

南部地区乗合ライドシェア実証運行業務審査会委員名簿

(敬称略・順不同)

	役職	氏名	所属等
1	委員長	中子 富貴子	公立小松大学国際文化交流学部 教授
2	副委員長	本谷 徹	小松市行政管理部長
3	委員	北川 潔	小松市町内会連合会副会長 小松市地域公共交通活性化協議会監事
4	委員	村中 肇	小松市総合政策部スマートシティ推進課 課長